**賃金控除に関する協定書**

甲（使用者：　　　　　　　　　）と乙（従業員代表：　　　　　　　　　）は、労働基準法第24条第1項但し書きに基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

1甲は、毎月　　　日、賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

2

3この協定は、令和 年 月 日から有効とする。

令和 年 月 日

甲：

印

乙：

印